

第四十六回国 参议院建设委员会会议录第三十六号

昭和三十九年六月二十二日(月曜日)

午前十一時十九分開会

委員の異動

六月十七日

小沢久太郎君 補欠選任

六月二十二日

重政 庸徳君 補欠選任

中尾 辰義君 浅井 亨君

出席者は左のとおり。

委員長

安田 敏雄君

理事

石井 桂君 稲浦 鹿蔵君

増原 恵吉君 瀬谷 英行君

委員 熊谷太三郎君 小山邦太郎君

沢田 一精君 田中 啓一君

高橋進太郎君 高橋 衛君

村上 春蔵君 田中 一君

浅井 亨君 村上 義一君

衆議院議員

建設委員長 服部 安司君

代理理事 野田 卯一君

衆議院議員

建設委員長(安田敏雄君) これより建設

委員(安田敏雄君) これより建設

委員(安田敏雄君) これより建設

委員(安田敏雄君) これより建設

委員(安田敏雄君) これより建設

委員(安田敏雄君) これより建設

委員(安田敏雄君) これより建設

委員(安田敏雄君) これより建設

委員(安田敏雄君) これより建設

委員(安田敏雄君) これより建設

委員(安田敏雄君) これより建設

委員(安田敏雄君) これより建設

委員(安田敏雄君) これより建設

国務大臣 建設大臣 河野 一郎君

政府委員 近畿圏整備 八巻淳之輔君

本部次長 首都圏整備 谷藤 正三君

委員会事務局長 建設大臣官房長 平井 學君

建設省河川局長 建設省河川局長 畑谷 正実君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

建設省河川局長 建設省河川局長 尾之内由紀夫君

委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたしま

す。

去る十七日小沢久太郎君が委員を辞

任せられ、その補欠として村山道雄君

が選任せられました。本日重政庸徳君

及び中尾辰義君が委員を辞任せられ、

その補欠として田中啓一君及び浅井亨

君がそれぞれ選任せられました。

○委員長(安田敏雄君) これより本日

の議事に入ります。

河川法案及び河川法施行法案を議題

といたします。

両案は、前回すでに質疑を終了いた

しておりますが、稲浦君及び田中君か

ら、委員長の手元に修正案が提出され

ておりますので、この際、修正案を議

題といたします。

まず、稲浦君より修正案の趣旨説明

を願います。

○稲浦君 私は、自由民主党を代

表いたしました。たゞいとお手元に配

付いたしました河川法案の修正案につ

きまして、その趣旨を御説明申し上げ

ます。

まず第一に、第二条に第二項を設け

て、「河川の流水は、私権の目的とな

ることができない」ことを明文をもつ

て規定することといたしました。これ

は、河川の流水は、文字どおり流れる

水でありまして、その物理的な性質

上、私権の支配の対象とはなりがたい

ものであります。念のため、法律上

も明らかにして、疑義ならしめるこ

とが適当であるとした理由によるもの

であります。

第二に、第六条第一項第三号に修正

を加えて、政令で定める遊水地につき

を加えて、政令で定める遊水地につ

きましては、河川管理者が指定すること

により、河川区域の土地として取り扱

うことができることといたしました。

これは、一定の要件を備える遊水地に

つきましては、河川区域の指定を行な

い、河川区域として管理することが必

要でありますので、明文をもってこの

旨、規定することが適当であることに

よるものであります。

第三の点は、第十六条に修正を加え

て、河川管理者が工事実施基本計画を

定めるにあたりましては、いわゆる水

害常襲地域に対する治水対策につきま

して特に配慮しなければならぬこと

といたしました。これは、降雨量、地

形、地質その他の事情により、洪水に

よる災害が頻発している地域に対し

て、積極的に治水対策を講ずること

は、もとより河川管理者の当然の任務

でありますので、工事実施基本計画を

定めるにあたっては、このことを特に

配慮して、その措置に遺憾なきを期す

ることといたしましたものであります。

以上が河川法案の修正案の趣旨であ

りますが、政府におきましても、本修

正案に対しては、別段異存がない旨を

表明いたしました。

どうか御賛成を願います。

○委員長(安田敏雄君) 次に、田中君

より趣旨説明を願います。

○田中一君 お手元に配付してありま

す河川法案並びに河川法施行法案の修

正案について、大体のところを申し上げ

ます。

第四条、第五条の修正は、一級河川

は、次の各号の一に該当する水系で建

設大臣が公共の利害に特に重要な関係

があるものとする。

(一) 流域面積、延長又は流量が政令

で定める基準以上のもの

(二) 流域内の人口又は耕地面積その

他産業の規模が政令で定める基準以上

のもの

(三) 二以上の都府県の利害に係るもの

あるもの

これは、河川の認定について修正す

るものでございます。

その二は、二級河川は、一により建

設大臣が認定した水系以外の次の各号

の一に該当する水系で都道府県知事が

公共の利害に重要な関係があると認定

したものに係る河川をいうものとする

こと。

(一) 流域面積、延長又は流量が政令

で定める基準以上のもの

(二) 流域内の人口又は耕地面積その

他産業の規模が政令で定める基準以上

のもの

(三) 二以上の市町村の利害に係るもの

あるもの

次の三は、一級河川の管理はすべて

建設大臣が行なうものとする。

四は、一級河川の管理に要する費用

はすべて国の負担とし、二級河川の管

理に要する費用については、都道府県

の負担とする。

以上が河川法案の修正案の趣旨であ

りますが、政府におきましても、本修

正案に対しては、別段異存がない旨を

表明いたしました。

どうか御賛成を願います。

○委員長(安田敏雄君) 次に、田中君

より趣旨説明を願います。

○田中一君 お手元に配付してありま

す河川法案並びに河川法施行法案の修

及び国がそれぞれ二分の一を負担するものとすること。

これは費用負担の点でありますが一級河川は、全額国庫負担、国が直轄、知事に対する委任がない。二級河川は、二分の一国庫負担、知事の管理、運用に修正するものであります。内容については、ひとつお手元の施行法案並びに本法案の修正案についてごらん願います。

以上であります。  
○委員長(安田敏雄君) それでは、ただいま御説明のありました両修正案に対し、質疑のある方は、順次御発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御発言がないようでありますから、これより原案並びに修正案について討論に入りたく存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

よって、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○田上松衛君 原案に賛成し、同時に、自民党の修正案にも賛成するということを明らかにしつつ意見を申し上げます。

政府の本法案に関する提案理由の説明を持つまでもなくして、明治二十九年に制定された河川法に数回にわたる若干の改正が加えられたというけれども、すでに七十年という長い年月に及んでおります現行河川法が、日露戦争だ、あるいは大東亜戦争だというようなものを経まして、国の行政、経済、文化等は言うまでもなく、国土全

体に大きな変革を生じたわが国の現時点にマッチしないことはもちろんでありまして、表現するならば、この姿は、あたかも、ちよんまげ時代の衣服やはきものを、大正時代を経て昭和四十年になろうとしておる現時代の者に着せたり、はかせたりしようとしてきたのでございまして、これを根本的につくりかえなければならぬということ、これはもう何人も異論のあるはずはないのであります。むしろ国民全体は、一刻も早く新しい法の発足を期待しておるはずだと確信するわけであり

ただ問題は、今度出されたところの案が、そのまま現代の要求に、いろいろな支障やあるいは疑義を引き起さないように配慮をし得る程度のしつかりした骨格と体質、これだけは完備してほしいと、こいねがっておったわけでありまして、残念ながらその点には幾多の不備、不完全が残っておりま

またこの場に臨んで、いまこれらの点を具体的に批判し、あるいは評価していくなんというふうな愚は避けませう。待に、今日、いまなお河川台帳等

ができていない、実態調査の把握というものが全くゼロだという姿にかんがみ、さらには、時代はますます急ピッチで進展、変化しているという事実に対応するかまへの緊急性を痛感しておるわけにございまして、前段に述べたような若干の不備、不完全な点の改定、整備等は、将来の機会に期待することといたしまして、わが民社党としては、ともかく本案は、本国会で通過せしむべきであるという結論に到達しているわけにございまして。

ただ、この際申し上げたいことは、いろいろ自民党からも、社会党からもまた修正案が提出されるごとく、いろいろ地方自治の根幹にひびを生じせしめたり、あるいは、いろいろな私権の不必要な侵害等、そういうそりを招くことを危惧するわけにございまして、そういう点については十分細心の注意を払っていただいで、大局的には、あくまで現代が強く要求しておるところの大きな国家目的に沿うように、大胆にひとつ活用していただきたという希望を申し上げたいと思っております。

両法案の修正案に對しましては、いまこの席上で示されただけでありまして、なかなかこれを掘り下げて検討するという時間を持ち合わせていないわけにございまして、一見いたしまして、自民党から出されております三つの項目については、私どもも、しかるべきだと考えておった点にございまして、こまかにいえば若干の相違点があると思っておりますけれども、まず、前申し上げましたような、こまかい修正は将来に期待するというたてまえからいえますならば、この程度の

修正であれば同意をいたしたいと考えてるのであります。

社会党から出されておりますことは、いろいろこまかい文章がございまして、こまかいきますと、さっき申し上げました気持ちの中で、お取り願えると思うのですが、また、相当改定等が考えられるわけにございまして、これはそういう将来の問題としてさらにはこまかく検討を加えていきたく、こう考えるのでございまして、あえてこの場合は自民党の修正案に賛成しておくと申し上げたいと思っております。

以上申し上げまして私の討論を終わります。

○石井桂君 私は、自由民主党を代表いたしましたして、ただいま議題となりまして日本社会党提案の河川法案修正案及び河川法施行法案修正案に反対し、自由民主党提案の河川法案修正案並びにこの修正部分を除く原案に賛成の討論を行なわんとするものであります。

まず、社会党提案の修正案に對しましては、次の理由により反対するものであります。

第一に、修正案は、一級河川の認定の基準を政令で定めること及び建設大臣が認定を行なうこととしておりますが、河川の実態は、流域、流量、はんらん面積、人口、水需要等、諸種の状況がきわめて複雑多岐であり、画一的に法律または政令で一級河川の指定基準を規定することは困難であり、また、一級河川の指定は、法律の具体的執行に關することでありまして、建設大臣が単独で行なうよりも、関係都道

府県知事及び河川審議会の意見を聞き、関係各省との間の意見の調整を十分にはかつた上で、政令をもって指定するということであるため、政令がすぐれていると考えるものであります。

第二に、一級河川の指定につきましても、ただいま申し上げたとはほぼ同様な理由により修正の必要は認められませんが、建設大臣が行なうように改めるべきであるという点につきましては、従来河川管理の任に当たってきましました都道府県の行政組織及び国の行政組織の実態にかんがみまして、にわかに賛成しがたいものがあります。一級河川に指定区間を設けて河川管理の一部を都道府県知事に行なわせるという原案のたてまえは、新河川法案が目ざす水系一貫管理の体系をいささかも乱すものではなく、むしろ現在の河川管理の実態との調和をはかった、まことにすぐれたものであると考えるものであります。

第三に、一級河川の管理に要する費用は、すべて国の負担とし、二級河川の管理に要する費用については、都道府県及び国がそれぞれ二分の一を負担するように修正すべきであるということにつきましては、一級河川は国の利益に重大な関係があるものであることは当然であります。また、その適正なる管理により地元都道府県が大きな利益を受けるものであることも否定できない事実であります。したがって、受益負担の見地から、地元都道府県にも費用を負担させることは、むしろ理の当然だといふべきものであります。また、一級河川につきまして、改良工事に要する費用と、その他の管理に要

する費用の負担につきまして等差を設けたこと、及び二級河川につきましては、改良工事についてのみ国の負担を認められたこと、まことにきめぬのこまかい配慮でありまして、これに対してはいささかの修正を加える必要も認められないものであります。

なお、河川法施行法案の一部を修正する案に対しては、社会党の提案にかかる河川法案の修正に伴い必要を生ずる法案の修正でありますので、本法に対する修正案に賛成できない以上は、施行法案の一部修正案にも同様賛成できないものであります。その反対の理由は、河川法案の一部修正案に対して述べたと同様であり、政府原案をもって適当であると認め、河川法案に対する修正案とともに河川法施行法案の一部修正案にも反対を表明するものであります。

なお、自民党提案の修正案につきましては、次の理由により賛成いたすものであります。

第一に、河川の流水は、私権の目的となることのできないことを明文をもって規定することとしております。河川の流水は、文字どおり流れる水であり、その物理上の性質により私権の支配の対象とならざるべきものであります。このことを法律上も明らかにして疑義をなからしめることとしたことは、適当な措置であると考えらるるものであります。

第二に、政令で定める遊水地につきましては、河川管理者が指定することにより、河川区域内の土地として取り扱うことができることとしたしておりますが、一定の要件を備える遊水地を河川区域として管理することは当然必要であります。

要であります。

第三に、河川管理者が工事実施基本計画を定めるに当たりましては、いわゆる水害常襲地域に対する治水対策につきまして特に配慮しなければならぬこととしております。いわゆる水害常襲地域に對しまして、積極的に治水対策を講ずべきことは、河川管理者の当然の任務であります。工事実施基本計画を定めるにあつても、特に配慮すべきことを明文をもって規定することとしたことは、まことに當を得たものと存じます。

なお、自由民主党提案の河川法に対する修正案による修正部分を除く原案に對して、賛成討論を続けることにいたします。

近時、社会経済の進展はまことに目ざましいものがありますが、この社会経済の進展に伴い人類の生存に欠くことのできない水、ひいては、その水の根源である河川と人類の生活とは、密接不可分の関係に進んで来たことは、論をまたないところでありますが、水は人類にとって文明の母であると同時に、災厄の源であるといわれまゝが、このことばは、アジア・モンスーン地帯にあるわが国の河川について、最も適合するものであります。人口の増加、産業の発展により、河川沿岸流域はますます開発せられる趨勢にありますが、これに伴い災害発生危険も増加し、その規模も大きくなるのは当然であり、したがって、治水事業の重要性は増大の一途をたどるのであります。また、産業の発展、人口の増加は、各種用水の需要を増大せしむるものであります。水資源の開発と合理的な配分を強く要請するものであります。

す。

このように河川は、治水、利水の両面からますますその重要性を増してきており、河川を適正に管理できるかどうかは、わが国の国民生活の安定と産業経済の進展を左右するものであるといつても、決して過言ではないのであります。この河川管理の基本法たる現行河川法は、明治二十九年の制定にかかるとあり、現在に至るまで約七十年度の歳月が経過してありますが、その間の諸種の事情により、根本的な改正は加えられておりません。したがって、旧憲法当時の国の行政及び地方制度を前提とした「河川」地方行政庁ニ於テ其ノ管内ニ係ル部分ヲ管理スヘシ」という原則が現在も生きており、河川は、いわば分断的に管理せられていたのでありますが、このことが、治水、利水の両面において種々の問題を引き起こしているものであります。河川は、上流から河口に至るまで一貫して流れるものでありますから、どの地点における行為をとつてみましても、多かれ少なかれ他に影響を与えてるのであります。したがって、河川というものは、水系を一貫して管理しなければ適切な管理を行なうことができないという性格を有するものであります。河川は、治水、利水の両面において、水系一貫管理の必要性もまた増大してきております。このときあたりまして、水系一貫管理を柱とする新河川法案が提案されたことは、まことに時宜を得たものと考えらるるものであります。また、現行河川法における問題点といたしまして次の諸点が考えられるのであります。

すなわち、第一に、河川の管理と国民の権利義務との調整という点で、新憲法下の法律体系に必ずしもなじまない点がある。第二に、産業経済の進展が、いまだ著しくなかつた時代につくられたものであることにより、利水関係についての配慮が不十分である。第三に、近時、治水、利水の両面の要請から、また、科学技術の発達に伴い、大規模なダム、その他の施設が数多く建設されてきておりますが、これらの施設の設置、あるいは管理についての規定が不十分であるという点であります。以上が、原案におきましては、これらの諸点につきましては、慎重な検討を加えて、必要に応じて十分な手当てがなされていくものと、認めるものであります。

以上の理由により、自由民主党提案の修正案による修正部分を除く原案に賛成の意を表しまして、私の原案に対する賛成並びに自民党の河川法一部修正案に對する賛成の討論を終る次第であります。

○瀬谷英行君 私、日本社会党の修正案に賛成を、その修正案が多数の同意を得られない場合は、原案並びに自由民主党の修正案に反対をする立場で若干討論をいたしたいと思ひます。

実は私は、院議によりまして、十八日から昨日まで、今回の地震による災害地の調査のため、山形県一帯を回つてまいりました。昨晩帰つたのでありますが、私が感じましたことは、たまたま今度の災害では、河川の問題は大きくクローズ・アップされておりますが、もしもこの災害が、河川のはん

らんであるとか、要するに地方の財政能力ではどうにもならないという規模になつた場合にどうするかということでありまして、このことを考えてみますと、河川法の修正にいたしましたも、いままでの管理体系というものが、明治二十九年以来の非常にこそくなものであつて、治水及び利水の面において不十分であつたというものが、修正の一つの動機となつていくわけでありまして、とすれば、これを改正をする以上は、本来の改正の目的に合うように修正をしていかんことには、私をつくって魂を入れたいということになるのであります。

今回、河川法の改正がようやく問題となりまして、社会党といえども、明治二十九年以来の河川法がそのままではよいというふうな考へては、これは改正をしなければならぬという必要性を認めてはいるのであります。しかし、その審議の過程で非常に多くの問題が出てまいりました。この問題となつては、いろいろの点をここに重複して繰り返すことは省略をしたいと思います。結論的に、ここにあらわれてまいりました修正案が、自由民主党の修正案と社会党の修正案というふうにしぼられた形で出てきております。いま自由民主党の修正案についての御意見もお聞きをいたしました。私は、その趣旨について別に、それではないといふふうな、まっとうな反対をするという意味ではございませんが、どうも自由民主党の修正案は、ごくありきたりであつて、われわれから言わせれば、しごく当然なことであるといふふうな考へられます。社会党の修正案と

してここに明らかにいたしました点は、せつかく修正をするのであります。画一的であつてはならないし、一級河川、二級河川等についても、事情がいろいろあるのだから、これは一がいに法律ではつきりと細部に至るまで規定をするのはどうかという意見でござい

由民主党の修正案は、言うなれば、湯かげんでいえば、少しまだぬるくて入るとかぜをひく、おいおいあたためていくんだという意味のお話もございませぬけれども、わが社会党の修正案のところが、科学的に算定をいたしましたして、湯かげんもちょうどよからうというところでありまして、社会党の修正案こそが、河川法改正のそのねらいにも合致するものであるというふうに考えて、私のほうから一括をして、社会党修正案について、皆さん方の御同意を得たいということをお願いいたします。

○委員長(安田敏雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(安田敏雄君) 速記を始め

○浅井亨君 どうも時間をまことに申しわけありません。

私は、公明会を代表いたしましたして、河川法案及び河川法施行法案に対し、原案並びに自民党提出の修正案に賛成し、社会党の修正案に反対するものであります。

最近における産業経済の発展に伴い、水資源の総合的な利用と開発及び水系ごとの一貫した管理制度を整えることは、当然の急務であり、わが公明会が以前から主張した管理の一元化の点であります。改正法案に幾多の問題点がありますが、時勢に応じて河川管理体制に合理的な改正を加えたものと思われま

○委員長(安田敏雄君) はかに御発言はございますか。御意見もないよ

とになるのは、これはやむを得ません。しかし、それは本来、国が河川の管理なり、あるいは治水、利水の面でめんどろを見るという立場に立つ以上は、当然の帰結でありまして、このことを考慮いたしまして、むしろ予算面の地方負担を多くするというものであつては、河川法の改正の趣旨とも合致するものであります。

以上理由をもって本改正法案に賛成いたしますのであります。

○委員長(安田敏雄君) はかに御発言はございますか。御意見もないよ

うでございませぬから、討論は結局したものとして御異議ございませんか。

○委員長(安田敏雄君) 御異議ないと認めま

採決をする前に、ただいまの田中君提出の修正案は、予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三により、内閣に対し、意見を述べべる機会を与えなければなりません。よって、ただいまの修正案に対し、内閣から意見を聴取いたします。河野建設大臣。

○国務大臣(河野一郎君) ただいま議題となつております社会党の提案にか

る河川法案に対する修正案並びに河川法施行法案に対する修正案に

して、政府といたしましては、政府原案をもって妥当なものと考へ、遺憾ながら、同修正案に賛成することができませんので、何とぞ政府提案にか

る原案をすみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(安田敏雄君) それではま

ず、河川法案について採決に入ります。

まず、田中君提出の修正案の問題に

供します。田中君提出の修正案に賛成

の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(安田敏雄君) 少数を認めま

す。よつて田中君提出の修正案は否決

せられました。

次に、稲浦君提出の修正案の問題に

供します。稲浦君提出の修正案に賛成

の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(安田敏雄君) 多数と認めま

す。よつて、稲浦君提出の修正案は可

決せられました。

次に、ただいま可決せられました修正

正部分を除いた原案全部の問題に供し

ます。修正部分を除いた原案に賛成の

方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(安田敏雄君) 多数をもって修

正議決をすべきものと決定いたしました

た。

次に、河川法施行法案について採決

に入ります。

まず、田中君提出の修正案の問題に

供します。田中君提出の修正案に賛成

の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(安田敏雄君) 少数と認めま

す。よつて田中君提出の修正案は否決

せられました。

次に、衆議院送付の原案の問題に供

します。衆議院送付の原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(安田敏雄君) 多数と認めま

す。よつて衆議院送付の原案は多数を

もつて可決せられました。

なお、両案の本院規則第七十二条に

より、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ござ

ます。衆議院議員野田卯一君。○衆議院議員(野田卯一君) ただいま議題となりました東海北陸自動車道建設法案につきまして、私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の提案者を代表して、その提案の理由並びに要旨を御説明申し上げます。

思うに、近年來、わが国産業経済の驚異的發展に伴ひまして、自動車交通の需要は飛躍的な増大を來たし、また、地域格差是正のための適正な産業分散体制確立の要請等に対処して、全国的視野に立つた幹線道路網の整備

拡充をはかることは、刻下喫緊の急務として重大な政治的課題となつてまいりました。特に、今後のおびただしい急進展を予想せられる経済、社会諸情勢の趨向にかんがみまして、高速自動車の緊要性は年とともに著しく高ま

つていのであります。

すなわち、さきに昭和三十二年高速自動車国道法及び国土開発縦貫自動車道建設法が相前後して制定せられ、次いで昭和三十五年には東海道幹線自動車国道建設法の成立、さらにまた、昭和三十八年には関越自動車道建設法の制定を見るに至り、これらの各路線に

められておりますが、なかんなく、中央道、東海道については、いまや一部着工の運びとなり、さらに名神高速道路のごときは、昭和四十年全線完成を目ざして現在すでにその大半が供用を開始するに至つております。

しかるに、東海北陸地方は、国土の胴腹部を扼して日本海の要衝と太平洋岸屈指の工業地帯に連なり一大経済圏として大いに将来の発展を期待せらるるところであるにかかわらず、その基

幹となるべき交通施設の見るべきものなく、表裏一体的経済の交流に重大な支障を来たしている実情であります。なおまた、一部にはいわゆる積雪寒冷地帯をかかえて、冬季交通確保に著しい難渋を来たしておるのであります。これが根本的打開策を講ずる必要に迫られております。

したがって、この際、両地域を結ぶ産業開発の大動脈としてすみやかに高速自動車道の建設を促進する必要があり、関係地域住民もまたつとにこれを要望いたしております。われわれは、叙上の見地に立って、今後の経済発展上、本地方のもつ地的重要性にかんがみ、かつまた、熾烈な地的要請にこたえまして本道路の早急な実現を期するため、特に本法案を提出することとしたのであります。

これが本法案提出の趣旨であります。次に、本法案の要旨について、若干の御説明を申し上げます。

第一は、本法案の目的についてであります。さきに申しましたように、東海地方と北陸地方との交通の迅速化をはかり産業経済等の関係を一そう緊密にし、かつ、関係地域の開発を強力に推進するために、高速交通の用に供する幹線自動車道をすみやかに建設することといたしまして、これにより産業基盤の強化に資するとともに、広く国民経済の発展に寄与せんとするものであります。

第二は、本自動車道の予定路線についてであります。本路線の起点を一宮市、終点を砺波市付近とし、主たる経過地を関市付近及び岐阜県大野郡荏刈村付近とするものであります。この基準に基づき、政府は別に法律案を

作成し、すみやかに国会に提出しなればならないことといたしてしております。

なお、本路線の指定については、国土開発縦貫自動車道の方式に準じてこれを行なうことといたしまして、内閣総理大臣は、国土開発縦貫自動車道建設審議会の議を経て、予定路線を決定することに相なっております。

第三は、本路線の建設に関する基本計画についてであります。これが決定にあたっても、内閣総理大臣は、前述の予定路線と同様の手続きを経て、これを行なうことといたしまして、さらに、この基本計画立案等のための基礎調査についても、所要の規定を設けております。

第四は、現行高速自動車国道法の一部改正を行なひまして、同法に準拠する本自動車道の整備計画を作成する等所要の規定を設けることといたしてしております。

以上が本法案の提案理由並びにその要旨であります。願わくば慎重御審議の上、すみやかに御可決賜わらんとを切にお願ひする次第であります。

○委員長(安田敏雄君) 以上、提案理由の説明がありました。本法案に対し御質疑のある方は、順次御発言を願ひいたします。

○田中一君 これは河野さんに伺っておきますが、明年度あたり改定しようといわれておる道路整備五カ年計画の中に、いま提案されております東海北陸縦貫道、これはまあ中央道から見た場合には、これは横断道になりますけれども、これにうたっているように、肋骨状の高速道路という方式を、これ

はわれわれ国土開発縦貫自動車道の立案のときにも、一つの将来の期待としてそういう計画をわれわれ持つておるわけですから、そこで、縦貫道——いってはいえ横断道は、初めてここに出たわけでありませぬけれども、こういう計画は、国としては何か調査し、または考へられているものがあるのかどうかという点が一つです。

それから、むろんこの法律によつて、内閣は、これに対する路線決定をしなければならぬという義務を負うわけでありませぬけれども、それらの点は、今後道路計画全般にわたつた場合、おそらく陸続としてこれらの計画が地元の要請にこたえて提案されるものと思ひますが、これに対する受け取り方、考え方というものを御説明願ひします。

○国務大臣(河野一郎君) 御承知のようには、私といたしましては、中部経済圏と北陸を結ぶ路線といたしましては、一応いまの高山線の整備ということをもつて当分はこれでいきたいというつもりで、極力高山線の整備に重点を置いておられます。御承知のとおりであります。したがしまして、ただいま提案になっておられます路線につきましては、若干の調査をいたしてお

ります。調査をいたしておりますといふことは、当面は主として縦貫道を実現することに、政府は専念いたしております。当然横断の道路についてもやらなさいかぬという意味合いにおきまして、どの地点に横断道路を何本入れるかというのを考へておるわけでありませぬ。政府といたしましては、横断道につきましても、すみやかに政府のまごつた意見をつくりまして、調査の結果、何本、どの地点というこ

とをきめて御審議をいたしたい。はなはだ失礼な申し分ですが、地元の御要請、各位の御要請等も十分尊重し、承りまして、いずれ最近の機会にこれらを調整して最終決定をするように、その御審議をお願いいたしたい、こう考へておるわけでありませぬ。

○田中一君 提案者に伺います。いま資料として提出されている中部横断高速自動車道の色刷りの資料があります。一応考へられておるところの起点、終点——どちらを起点、終点と見てもかまいませんけれども、図面を見ますと、小牧からもう少し岐阜寄りのところこの図面ではなつております。向こうはどの辺になつておりますか。大体どの辺を考へておるので

か。

○衆議院議員(野田卯一君) 起点は、一宮市で名神国道とインターチェンジになることを考へておるわけでございます。北のほうは、北陸の縦貫自動車道、御存じだと思いますが、それと砺波で接続をするということ考へてお

ります。

○田中一君 私は、地元の地域住民の方々の切なる御要望はよくわかる。これはむしろ道路整備計画の国の施策の貧困——まあ貧困ということばがどぎついならば、金がないということにならぬと思うのです。これが一つ、それから、非常に心配するのは、かつては、この国会で審議をいたしましたように、予定路線が途中で変更されました、たいへんな地域住民の反対等も起き上がるものなんです。たとえば、いま一宮——砺波との間の図面で示されている路線は、大体この路線に来るであらうという期待を地域住民は持たさ

せられております。ところが、これが一番最短距離で、完成後には二時間でこれに行くということになつておりますから、一番経済的にもいいと思ひますけれども、山岳地帯を通りますので、そうすると、現在の、たとえば九州高速縦貫自動車道にいたしまして、中央道にいたしまして、理想として描いているわれわれ並びに地域住民の期待というものがむざむざにも、政府——政府というよりも、これは国会の議決によつてきめられるものですか、何らかの政治的な配慮によつてゆがめられて路線が変更になるといふことを、われわれはまさまじと見ておるのです。なるほど九州縦貫自動車道の場合には、これはまあ決定線じやございませぬ、予定線の予定線、計画線であつた、それが縦貫道という考え方を

それと鳥栖回りの平地を迂回していく道路になつております。中央道にいたしまして、赤石山脈の中を縦断して、そうして中津川に行く線が今後六十キロも大幅に迂回して平地を歩いてつながら。その平地たるや、これも並行線です。鉄道、国道、これと縦貫道というものが並行して走つて、いるというふうなことになるかと、これまた、いいにおいをかされた地域住民は反対する。反対というか期待を裏切られてくるものなんです。したがって、おそらく建設省の答弁は、一応の計画の線としては、これが一番最適なものである、しかし実際の調査をしてみなければわからぬのだということになりませぬ、政治に対する疑いを持つことにならざるを得ない。

で、このいま示されている資料にある赤い路線——赤く示されているところ

の路線というものは、何らかの調査をした関係——関係という四県一市です。六県一市ですか、がやっておりますから、相当の金を使って調査をしたもの、予定線というか、計画線でありませうかどうか伺っておきます。

○衆議院議員野田卯一君 御質問の点でございますが、この予定線——この一応の線をきめます際には、御承知のように、六県一市ですか、ちょうど東海北陸共同してやっておりますわけです。技術的な面では、御承知のベシフィックコンサルタンツという設計社がございますが、あすこに依頼いたしましたし、あすこが数カ月間六県と協力いたしまして調べ上げたものによっております。

なお、先ほどおっしゃいました九州の例、あるいは中央道の迂回線の問題、ちょうどこの問題が論議されているときに、九州あるいは中央道が非常に問題になっておりましたので、私も、その点非常に重要視いたしました。その間に、あとで問題が起つてはならぬというわけで、いささかの見解につきましても十分各方面の意見をたたくして、そうしてそれがために約二カ月間くらの話し合いを進めまして、十分納得の上、最終的にこれをきめるといふことにはいたしました。でございます。御質問の点は十分なにしておるわけでございます。

○田中一君 国道四十一号線は、これは当然何とか手を打たなければならぬところでは、もう冬季になりますと全然交通が途絶するわけですから、東海・北陸間というものは、自動車交通がでなくなつておるのが現状でありますので、当然だと思ふ。それだけに調

査をしてから——これは計画線です。計画線、予定線をつくる場合でも、一応いままうように相当な技術的な調査もし、最短距離を行くのですから、まあ建設費も同じ条件なら安いわけです。どっちにしろんだって東海・北陸の間には、山岳地帯も通るわけです。

そこで、これは建設大臣としては、どういう技術的な、計画路線に対してはどういう実態と理解しておるか。また、ここで、ごたごた国会でもって論議されても困るので、伺っておきたいと思うが、技術的にこの線ならば大体的にはなからるかという程度でもいいが、そういう答弁でももらえれば——この路線については、十分に技術的な調査した上でいたします、という答弁でもいいのですが、相当建設大臣の発言は影響するところが大きいから、この点はひとつ慎重に答弁してください。

○国務大臣(河野一郎君) 率直に申し上げます。そこまでは調査いたしておりませんので、いまここでこれに対してそういう答弁をいたしかねます。しいて申し上げれば、私のこれはしろうとの考えになりますけれども、経費がかかり過ぎるといふ気がいたします。同時に、先ほど申し上げましたように、全体計画はまだ立っておりませんので、それぞれの全体計画をなるべく早く立てて、そうしてひとつ御審議をいただきたい、政府といたしまして、建設大臣といたしましては、率直な見解でございます。

○田中一君 ほかの横断道路についても、新五カ年計画、道路整備五カ年計画を考へる場合には、考へようとする意思はございますか。大体同じような

陸続と横断道路というものの議員立法が出てまいります。これは当然出るはずでございます。また出てよろしいのでございます。この点はどうお考えでございますか。

○国務大臣(河野一郎君) 将来は別といたしまして、現に実施いたしております五カ年計画においては、もちろんのことでございますが、修正いたします五カ年計画にも、この路線を入れるという予定はございません。

○田中一君 これは総裁選挙の前でもあるし、河野さんも慎重に御答弁なさつておると思いますが、そこで私は、結局これらの横断道路というものはなくてはならぬというところは、これは言われぬと思う。しかし、当面の問題として新五カ年計画には考えられないという答弁も、これは率直で非常にいいと思う。しかし、これをまた、私も整備された道路を要求している国民の側にいたしますと、計画がないならば計画を立てなさいという助言をいたしたいものであります。だから、いま提案されておりますこの法案に対しては、政府の道路行政の貧困と言つては、こぼが非常に失礼だけれども、金をやめてほかの道路に金を十分つけるということを私は言いたいと思う。これは自分の意見ですから答弁は要りません。

委員長、これはさつそくこの法案を、建設大臣の答弁もありましたから、私は採決をして差しつかえないと思ふ。

○委員長(安田敏雄君) 他に御質疑はありますか。——御質疑もないようでありますから、この際討論はござい

ますか。(「なし」と呼ぶ者あり) 討論はないようでございますから、採決をしたいと思います。

これより採決に入ります。

東海北陸自動車道建設法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(安田敏雄君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(安田敏雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めこれにて一応休憩いたします。午後一時半から再開いたします。

午後零時二十分休憩

午後二時十分開会

○委員長(安田敏雄君) これより休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

道路法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府側から提案理由の説明を聴取いたします。河野建設大臣。

○国務大臣(河野一郎君) ただいま議題となりました道路法の一部を改正す

る法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

最近におけるわが国経済の発展に伴い、道路における長距離輸送が急激に増大しておりますが、この傾向は、幹線道路において今後ますます顕著になるものと考えられます。

このような状況に対処するため、総合的な計画に基づき、特に全国的な幹線道路を緊急に整備し、輸送隘路を開き、同時に、先行的道路投資を行ない、産業基盤の強化をはかることが要請されております。

そこで、この際一級国道及び二級国道は、これを一般国道として統合し、その重点的かつ効率的な整備を促進いたしますとともに、管理体制の強化をはかりたいと存じております。

また、最近、道路交通事故が激増しております状況にかんがみまして、交通安全施設に関する規定を整備いたしたいと考えております。

このような観点から、ここに道路法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。以下その要旨について御説明申し上げます。

第一に従来の一級国道及び二級国道の区別を廃止して新たに一般国道の制度を設けることといたしました。

第二に、一般国道の指定基準は、従来と同様の指定基準に加えて、このたび特に国土の総合的な開発または利用上特別の建設又は整備を必要とする都市と重要な国道とを連絡する道路を一般国道として指定できるものとしたしました。なお、この法律が施行されましたときに一級国道または二級国道でありましたものは、すべて一般国道となることといたしております。

第三に、一般国道の管理及びその費用負担につきましては、現在の一般国道のとおりといたしております。なお、現在の二級国道につきましては、経過措置として当分の間都道府県知事においてもその新設、改築を行なうことができる措置を講じております。

第四に、道路交通の安全と円滑をはかるため道路の構造基準につきましては、横断歩道橋、ガードレール等の交通安全施設に関する規定を設けることといたしました。

第五に、道路整備の産業基盤の強化等に対する役割の重要性にかんがみ、道路審議会の委員の定数を五名増加することといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何にとぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(安田敏雄君) 以上で政府側の提案理由の説明は終わります。本案に対する質疑は、後日に譲ります。

○委員長(安田敏雄君) 次に、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案、及び近畿圏整備法の一部を改正する法律案の四案件を一括して議題といたします。

近畿圏整備法の一部を改正する法律案については、まだ提案理由の説明を聴取いたしておりませんので、これより聴取いたします。衆議院建設委員会理事服部安司君。

○衆議院議員(服部安司君) たいま議題となりました近畿圏整備法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本案は、衆議院建設委員会の提出法案でありますので、理事の私が代表いたします。近畿圏を一体とし、秩序ある発展をはかることを目的とした近畿圏整備法が、昨年七月に制定され、その法律の第十三条及び第十五条に基づいて定められる近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案が、六月十六日衆議院を通過しまして、参議院の本委員会に付託されておりますことは御承知のとおりでございます。また、衆議院での審査の結果、近畿圏整備法はもとより関連二法案につきましても、近畿圏内の全域にわたって均衡ある整備開発をはかる趣旨の法案であることが明らかになりました。しかしながら、この関連二法案には、近畿圏の特性の一つであります保全区域の措置について、何らの規定も設けられておりません。

近畿圏における保全区域は、京都府、奈良県等の古都を中心とするもので、その区域には貴重な歴史的文化財並びに古都の優美な景観等が数多くあり、そこを訪れる人々に幾多の歴史を物語り、また心に数々のいこいを与え、いまや、文化上、観光上なくてはならない国際的観光地であります。

このように我が国を代表する文化財及び観光資源を有する保全区域に対し、近畿圏整備法がその第十四条に基づいて指定をするのみに終わり、その措置については、現行の都市計画法並びに文化財保護法等によらねばならぬということでは、特に保全区域を指定する意味がなく、また、文化財及び景観地の保全に対しても強い不安を感ずるとともに、せつかくの近畿圏内の秩序ある発展に不均衡を生ずるおそれがあるため、特に本法律案を提出することといたしました次第であります。

次に、本法律案の内容について申し上げますと、近畿圏整備法の第十四条の見出しを保全区域に改めて、同条に要とするときは、別に法律で定めるといふ一項を加えたこととあります。

以上が本法律案の提案理由並びにその内容でございます。何にとぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(安田敏雄君) 以上で提案理由の説明は終わります。それでは四案について御質疑を伺います。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

ちよっと速記をとめて。  
〔速記中止〕

○委員長(安田敏雄君) 速記をつけさせていただきます。午後二時二十三分休憩

ついで指定をするのみに終わり、その措置については、現行の都市計画法並びに文化財保護法等によらねばならぬということでは、特に保全区域を指定する意味がなく、また、文化財及び景観地の保全に対しても強い不安を感ずるとともに、せつかくの近畿圏内の秩序ある発展に不均衡を生ずるおそれがあるため、特に本法律案を提出することといたしました次第であります。

次に、本法律案の内容について申し上げますと、近畿圏整備法の第十四条の見出しを保全区域に改めて、同条に要とするときは、別に法律で定めるといふ一項を加えたこととあります。

以上が本法律案の提案理由並びにその内容でございます。何にとぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(安田敏雄君) 以上で提案理由の説明は終わります。それでは四案について御質疑を伺います。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

ちよっと速記をとめて。  
〔速記中止〕

○委員長(安田敏雄君) 速記をつけさせていただきます。午後二時二十三分休憩

午後三時四十九分開会

○委員長(安田敏雄君) これより委員会を再開いたします。

近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案外三件につきましては、休憩中にその取り扱いを協議いたしました。質疑は次回に行なうことといたしまして、本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後三時五十分散会

六月十六日日本委員会に左の案件を付託された。

一、東海北陸自動車道建設法案(予備審査のための付託は六月十一日)

一、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案

一、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案(予備審査のための付託は五月一日)

一、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案(予備審査のための付託は五月七日)

六月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、近畿圏整備法の一部を改正する法律案(衆)

第十四条の見出しを「(保全区域)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

六月十九日日本委員会に左の案件を付託された。

一、道路法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月十五日)

一、近畿圏整備法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月十七日)

六月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(衆)

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案  
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

十二条の二に、「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

第一条中「営む者の登録」を「営む者について免許制度に、「行い」を「行ない」に改め、図ることにより、「の下に」宅地及び建物の取引の公正を確保するとともに、「」を加える。

第二条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「土地をいう」を「土地をいい、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第一項の用途地域内のその他の土地で、道路、公園、河川その他政令で定める公共に供する施設の用に供せられてゐるもの以外」のものを含むものとするに改め、同条第二号中「行い」を「行ない」に改め、同条第三号中「宅地建物取引業を営む者」を「宅地建物取引業に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 宅地建物取引業者 第三条第一項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。  
第二章 登録 第二章 免許」に改める。

第三条から第十一条までを次のように改める。

(免許)  
第三条 宅地建物取引業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては建設大臣の、一の都道府県の区域内のみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。

2 前項の免許は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。  
3 第一項の免許又は前項の免許の更新を受けようとする者は、政令の定めるところにより、手数料を納めなければならない。  
(免許の基準)  
第四条 建設大臣又は都道府県知事は、前条第一項の免許を受けようとする者が次の各号の一に該当する場合においては、免許をしてはならない。  
一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの  
二 第二十条第二項第二号から第五号までの規定により免許を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者(当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日前三十日以内に当該法人の役員業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)であつた者で当該取消の日から二年を経過しないものを含む)  
三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者  
四 免許の申請前二年内に宅地建物取引業に關し不正又は著しく不当な行為をした者  
五 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

六 法人でその役員のうち第一号から第四号までの一に該当する者のあるもの  
七 事務所について第十一条の二に規定する要件を欠く者  
2 建設大臣又は都道府県知事は、免許をしない場合においては、その理由を附した書面をもって、申請者にその旨を通知しなければならない。  
(免許証の交付)  
第五条 建設大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許をしたときは、免許証を交付しなければならない。

第六条 宅地建物取引業者が第三条第一項の免許を受けた後次の各号の一に該当して引き続き宅地建物取引業を営もうとする場合においては、同項の規定により建設大臣又は都道府県知事の免許を受けたときは、その者に係る従前の建設大臣又は都道府県知事の免許は、その効力を失う。  
一 建設大臣の免許を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ事務所を有することとなつたとき  
二 都道府県知事の免許を受けた者が当該都道府県の区域内における事務所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に事務所を設置することとなつたとき  
三 都道府県知事の免許を受けた者が二以上の都道府県の区域内に事務所を有することとなつたとき

七 その他建設省令で定める事項(変更の届出)  
第八条 宅地建物取引業者は、前条第二項第二号から第六号までに掲げる事項について変更があつた場合においては、建設省令の定めるところにより、二週間以内に、その旨をその免許を受けた建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。  
(宅地建物取引業者名簿等の閲覧)  
第九条 建設大臣又は都道府県知事は、建設省令の定めるところにより、宅地建物取引業者名簿並びに免許の申請及び前条の届出に係る書類又はこれらの写しを一般の閲覧に供しなければならない。

第十條 宅地建物取引業者が次の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、その旨をその免許を受けた建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。  
一 宅地建物取引業者が死亡した場合  
二 法人が合併により消滅した場合  
三 法人が合併により消滅した場合  
三 宅地建物取引業者が破産した場合  
四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合  
その清算人  
五 宅地建物取引業を廃止した場合  
第六条各号の一に該当する場合を除く)宅地建物取引業者であつた個人又は宅地建物取引業者であつた法人を代表する役員

第十一條 第三号から第五号までの規定により届出があつたときは、第三条第一項の免許は、その効力を失う。  
(省令への委任)  
第十二條 第三号から前条までに規定するもののほか、免許の申請、免許の申請、免許証の交付、書換交付、再交付及び返納並びに宅地建物取引業者名簿の登録、訂正及び消除について必要な事項は、建設省令で定める。  
第十三條 第二項各号列記以外の部分中「宅地建物取引員試験に合格した者(以下「宅地建物取引員」

るとき。  
(宅地建物取引業者名簿)  
第七條 建設省及び都道府県に、それぞれ宅地建物取引業者名簿を備える。  
2 建設大臣又は都道府県知事は、宅地建物取引業者名簿に、その免許を受けた宅地建物取引業者に關する次の各号に掲げる事項を登録しなければならない。  
一 免許証番号及び免許の年月日  
二 商号又は名称  
三 個人である場合においては、その者の氏名及び住所  
四 法人である場合においては、その役員の名氏及び住所  
五 事務所の所在の場所  
六 第十一条の二第一項に規定する取引主任者の氏名及び住所(同条第二項本文の場合においては、その旨及び同項本文の規定に該当する者の氏名)  
七 その他建設省令で定める事項(変更の届出)  
第八条 宅地建物取引業者は、前条第二項第二号から第六号までに掲げる事項について変更があつた場合においては、建設省令の定めるところにより、二週間以内に、その旨をその免許を受けた建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。  
(宅地建物取引業者名簿等の閲覧)  
第九条 建設大臣又は都道府県知事は、建設省令の定めるところにより、宅地建物取引業者名簿並びに免許の申請及び前条の届出に係る書類又はこれらの写しを一般の閲覧に供しなければならない。

第十條 宅地建物取引業者が次の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、その旨をその免許を受けた建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。  
一 宅地建物取引業者が死亡した場合  
二 法人が合併により消滅した場合  
三 法人が合併により消滅した場合  
三 宅地建物取引業者が破産した場合  
四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合  
その清算人  
五 宅地建物取引業を廃止した場合  
第六条各号の一に該当する場合を除く)宅地建物取引業者であつた個人又は宅地建物取引業者であつた法人を代表する役員

第十一條 第三号から第五号までの規定により届出があつたときは、第三条第一項の免許は、その効力を失う。  
(省令への委任)  
第十二條 第三号から前条までに規定するもののほか、免許の申請、免許の申請、免許証の交付、書換交付、再交付及び返納並びに宅地建物取引業者名簿の登録、訂正及び消除について必要な事項は、建設省令で定める。  
第十三條 第二項各号列記以外の部分中「宅地建物取引員試験に合格した者(以下「宅地建物取引員」

るとき。  
(宅地建物取引業者名簿)  
第七條 建設省及び都道府県に、それぞれ宅地建物取引業者名簿を備える。  
2 建設大臣又は都道府県知事は、宅地建物取引業者名簿に、その免許を受けた宅地建物取引業者に關する次の各号に掲げる事項を登録しなければならない。  
一 免許証番号及び免許の年月日  
二 商号又は名称  
三 個人である場合においては、その者の氏名及び住所  
四 法人である場合においては、その役員の名氏及び住所  
五 事務所の所在の場所  
六 第十一条の二第一項に規定する取引主任者の氏名及び住所(同条第二項本文の場合においては、その旨及び同項本文の規定に該当する者の氏名)  
七 その他建設省令で定める事項(変更の届出)  
第八条 宅地建物取引業者は、前条第二項第二号から第六号までに掲げる事項について変更があつた場合においては、建設省令の定めるところにより、二週間以内に、その旨をその免許を受けた建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。  
(宅地建物取引業者名簿等の閲覧)  
第九条 建設大臣又は都道府県知事は、建設省令の定めるところにより、宅地建物取引業者名簿並びに免許の申請及び前条の届出に係る書類又はこれらの写しを一般の閲覧に供しなければならない。

第十條 宅地建物取引業者が次の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、その旨をその免許を受けた建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。  
一 宅地建物取引業者が死亡した場合  
二 法人が合併により消滅した場合  
三 法人が合併により消滅した場合  
三 宅地建物取引業者が破産した場合  
四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合  
その清算人  
五 宅地建物取引業を廃止した場合  
第六条各号の一に該当する場合を除く)宅地建物取引業者であつた個人又は宅地建物取引業者であつた法人を代表する役員

第十一條 第三号から第五号までの規定により届出があつたときは、第三条第一項の免許は、その効力を失う。  
(省令への委任)  
第十二條 第三号から前条までに規定するもののほか、免許の申請、免許の申請、免許証の交付、書換交付、再交付及び返納並びに宅地建物取引業者名簿の登録、訂正及び消除について必要な事項は、建設省令で定める。  
第十三條 第二項各号列記以外の部分中「宅地建物取引員試験に合格した者(以下「宅地建物取引員」

るとき。  
(宅地建物取引業者名簿)  
第七條 建設省及び都道府県に、それぞれ宅地建物取引業者名簿を備える。  
2 建設大臣又は都道府県知事は、宅地建物取引業者名簿に、その免許を受けた宅地建物取引業者に關する次の各号に掲げる事項を登録しなければならない。  
一 免許証番号及び免許の年月日  
二 商号又は名称  
三 個人である場合においては、その者の氏名及び住所  
四 法人である場合においては、その役員の名氏及び住所  
五 事務所の所在の場所  
六 第十一条の二第一項に規定する取引主任者の氏名及び住所(同条第二項本文の場合においては、その旨及び同項本文の規定に該当する者の氏名)  
七 その他建設省令で定める事項(変更の届出)  
第八条 宅地建物取引業者は、前条第二項第二号から第六号までに掲げる事項について変更があつた場合においては、建設省令の定めるところにより、二週間以内に、その旨をその免許を受けた建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。  
(宅地建物取引業者名簿等の閲覧)  
第九条 建設大臣又は都道府県知事は、建設省令の定めるところにより、宅地建物取引業者名簿並びに免許の申請及び前条の届出に係る書類又はこれらの写しを一般の閲覧に供しなければならない。

第十條 宅地建物取引業者が次の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、その旨をその免許を受けた建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。  
一 宅地建物取引業者が死亡した場合  
二 法人が合併により消滅した場合  
三 法人が合併により消滅した場合  
三 宅地建物取引業者が破産した場合  
四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合  
その清算人  
五 宅地建物取引業を廃止した場合  
第六条各号の一に該当する場合を除く)宅地建物取引業者であつた個人又は宅地建物取引業者であつた法人を代表する役員

第十一條 第三号から第五号までの規定により届出があつたときは、第三条第一項の免許は、その効力を失う。  
(省令への委任)  
第十二條 第三号から前条までに規定するもののほか、免許の申請、免許の申請、免許証の交付、書換交付、再交付及び返納並びに宅地建物取引業者名簿の登録、訂正及び消除について必要な事項は、建設省令で定める。  
第十三條 第二項各号列記以外の部分中「宅地建物取引員試験に合格した者(以下「宅地建物取引員」

るとき。  
(宅地建物取引業者名簿)  
第七條 建設省及び都道府県に、それぞれ宅地建物取引業者名簿を備える。  
2 建設大臣又は都道府県知事は、宅地建物取引業者名簿に、その免許を受けた宅地建物取引業者に關する次の各号に掲げる事項を登録しなければならない。  
一 免許証番号及び免許の年月日  
二 商号又は名称  
三 個人である場合においては、その者の氏名及び住所  
四 法人である場合においては、その役員の名氏及び住所  
五 事務所の所在の場所  
六 第十一条の二第一項に規定する取引主任者の氏名及び住所(同条第二項本文の場合においては、その旨及び同項本文の規定に該当する者の氏名)  
七 その他建設省令で定める事項(変更の届出)  
第八条 宅地建物取引業者は、前条第二項第二号から第六号までに掲げる事項について変更があつた場合においては、建設省令の定めるところにより、二週間以内に、その旨をその免許を受けた建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。  
(宅地建物取引業者名簿等の閲覧)  
第九条 建設大臣又は都道府県知事は、建設省令の定めるところにより、宅地建物取引業者名簿並びに免許の申請及び前条の届出に係る書類又はこれらの写しを一般の閲覧に供しなければならない。

第十條 宅地建物取引業者が次の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、その旨をその免許を受けた建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。  
一 宅地建物取引業者が死亡した場合  
二 法人が合併により消滅した場合  
三 法人が合併により消滅した場合  
三 宅地建物取引業者が破産した場合  
四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合  
その清算人  
五 宅地建物取引業を廃止した場合  
第六条各号の一に該当する場合を除く)宅地建物取引業者であつた個人又は宅地建物取引業者であつた法人を代表する役員

第十一條 第三号から第五号までの規定により届出があつたときは、第三条第一項の免許は、その効力を失う。  
(省令への委任)  
第十二條 第三号から前条までに規定するもののほか、免許の申請、免許の申請、免許証の交付、書換交付、再交付及び返納並びに宅地建物取引業者名簿の登録、訂正及び消除について必要な事項は、建設省令で定める。  
第十三條 第二項各号列記以外の部分中「宅地建物取引員試験に合格した者(以下「宅地建物取引員」

るとき。  
(宅地建物取引業者名簿)  
第七條 建設省及び都道府県に、それぞれ宅地建物取引業者名簿を備える。  
2 建設大臣又は都道府県知事は、宅地建物取引業者名簿に、その免許を受けた宅地建物取引業者に關する次の各号に掲げる事項を登録しなければならない。  
一 免許証番号及び免許の年月日  
二 商号又は名称  
三 個人である場合においては、その者の氏名及び住所  
四 法人である場合においては、その役員の名氏及び住所  
五 事務所の所在の場所  
六 第十一条の二第一項に規定する取引主任者の氏名及び住所(同条第二項本文の場合においては、その旨及び同項本文の規定に該当する者の氏名)  
七 その他建設省令で定める事項(変更の届出)  
第八条 宅地建物取引業者は、前条第二項第二号から第六号までに掲げる事項について変更があつた場合においては、建設省令の定めるところにより、二週間以内に、その旨をその免許を受けた建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。  
(宅地建物取引業者名簿等の閲覧)  
第九条 建設大臣又は都道府県知事は、建設省令の定めるところにより、宅地建物取引業者名簿並びに免許の申請及び前条の届出に係る書類又はこれらの写しを一般の閲覧に供しなければならない。



という。)を「宅地建物取引主任者資格試験に合格した者」に、「左の」を「次の」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 第四条第一項第一号から第三号までに掲げる者

二 未成年者

第十一条の二第二項中「宅地建物取引員を」宅地建物取引主任者資格試験に合格した者に、「但し、その者が前項第一号に掲げる者であるとき、又は」を「ただし、その者が」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改める。

第十一条の三第一項中「宅地建物取引員試験」を「宅地建物取引主任者資格試験」に、「行わなければ」を「行なわなければ」に改め、同条第二項中「行なう」を「行なう」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校を卒業した者

二 宅地又は建物の取引に関し二年以上の実務の経験を有する者

三 都道府県知事が、建設省令の定めるところにより、前二号に掲げる者と同様以上の知識及び能力を有すると認められた者

第十二条の見出し中「無登録事業」を「無免許事業」に改め、同条中「第五条第一項の規定による登録」を「第三条第一項の免許」に改める。

第十二条の二第二項中「宅地建物取引業を営む者」を「宅地建物取引業者

者」に改め、同条第二項ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

4 宅地建物取引業者は、営業保証金を供託したときは、その供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、その旨をその免許を受けた建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

5 宅地建物取引業者は、前項の規定による届出をした後でなければ、その事業を開始してはならない。

第十二条の三第一項中「第五条第一項の規定による登録を受けた後新たに事務所を設置したときは」を「事業の開始後新たに事務所を設置したとき(第六条各号の一に該当する場合において事務所を増設があったときを含むものとする。）」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「第三項」を「第三項から第五項まで」に改める。

第十二条の五第二項中「建設省令の定めるところにより、二週間以内にその旨を主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を、その供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、二週間以内に、その旨を免許を受けた建設大臣又は都道府県知事に改める。

第十二条の六の見出し及び同条第一項中「保管替」を「保管替え」に改める。

第十二条の七第一項中「第十条第一項の規定による登録のまっ消(第八条の二第二項の規定により適用される第五条第二項の規定による通知があった場合における登録のまっ消を除く。）」又は「第二十条第四項の規定

による登録のまっ消があったとき」を「第三条第二項若しくは第十条第二項の規定により免許が効力を失ったとき、同条第一項第一号若しくは第二号に該当することとなったとき、又は第二十条第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消されたとき」に改め、同条第二項中「六月」を「六月」に、「但し」を「ただし」に改める。

第十三条中「行わなければ」を「行なわなければ」に改める。

第十四条中「引渡」を「引渡し」に改める。

第十七条第一項中「都道府県知事を」を「建設大臣」に改め、同条に次の二項を加える。

3 建設大臣は、第一項の報酬の額を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 宅地建物取引業者は、その事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、第一項の規定により大臣が定めた報酬の額を掲示しなければならない。

第十八条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同条の次に次の二項を加える。

(証明書の携帯等)

第十八条の二 宅地建物取引業者は、建設省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させ、又は記章の着用その他の方法によりその従業者であることを表示させなければならない。その者をその業務に従事させてはならない。

(帳簿の備付け)

第十八条の三 宅地建物取引業者

は、建設省令の定めるところにより、その事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、宅地建物取引業に關し取引のあったつど、その年月日、その取引に係る宅地又は建物の所在及び面積その他建設省令で定める事項を記載しなければならない。

第十九条中「事務所の下に」及び「建設省令で定めるその業務を行なう場所」を加え、「見易い」を「見やすい」に改める。

第二十条の前に次の章名を附す。

第三章の二 監督

第二十条を次のように改める。

(免許の取消し及び業務の停止)

第二十条 建設大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号の一に該当する場合においては、当該免許を取り消さなければならない。

一 第四条第一項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が第四条第一項第一号から第三号までの一に該当するに至ったとき。

三 法人である場合において、その役員のうち第四条第一項第一号から第三号までの一に該当する者があるに至ったとき。

四 第六条各号の一に該当する場合において第三条第一項の免許を受けていないことが判明したとき。

五 第十条第一項の規定による届

出がなくて同項第三号から第五号までの一に該当する事実が判明したとき。

建設大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号の一に該当する場合においては、当該宅地建物取引業者に対し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該免許を取り消すことができる。

一 第八条の届出を怠ったとき。

二 第十一条の二第三項、第十二条の二第五項(第十二条の三第二項において準用する場合を含む。)、第十二条の五第一項、第十四条から第十六条まで、第十七条第二項若しくは第四項又は第十八条から前条までの規定に違反したとき。

三 第二十条の二の規定による建設大臣又は都道府県知事の指示に従わなかったとき。

四 この法律の規定に基づく建設大臣又は都道府県知事の処分違反したとき。

五 前四号に規定する場合のほか、宅地建物取引業に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

六 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が業務の停止又は免許の取消しをしようとするとき以前二年内に宅地建物取引業に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

七 法人である場合において、そ

の役員のうち業務の停止又は免許の取消しをしようとするとき以前二年以内に宅地建物取引業に關し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至つたとき。

3 建設大臣又は都道府県知事は、

前二項の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該宅地建物取引業者(法人である場合においては、その役員。以下この条において同じ。)又はその代理人の出頭を求めて、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、公開による聴聞を行なわなければならない。

4 前項の場合においては、建設大臣又は都道府県知事は、処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該宅地建物取引業者に通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

5 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定による通知及び公示をした場合において、当該宅地建物取引業者又はその代理人が正当な理由がなくて聴聞の期日に出頭しないときは、第三項の規定にかかわらず、聴聞を行なわないで第一項又は第二項の規定による処分をすることが出来る。

6 建設大臣又は都道府県知事は、第三項の場合において、当該宅地建物取引業者の所在が不明であるため第四項の通知をすることができず、かつ、同項の規定による公示をした日から起算して三十日を経過してもその者の所在が判明し

ないときは、第三項の規定にかかわらず、聴聞を行なわないで第一項又は第二項の規定による処分をすることが出来る。  
第二十條の次に次の一條を加える。  
(指示)

第二十條の二 建設大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号の一に該当する場合においては、当該宅地建物取引業者に対し、必要な指示をすることが出来る。

一 業務に關し依頼者その他取引の關係者に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれが大であるとき。  
二 業務に關し取引の公正を害する行為をしたとき、又は取引の公正を害するおそれが大であるとき。

〔第四章 雜則〕を削り、第二十一條及び第二十二條を次のように改める。

(指導等)

第二十一條 建設大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者に対し、宅地建物取引業の適正な運営を確保し、又は宅地建物取引業の健全な発達を図るため必要な指導、助言及び勧告をすることが出来る。

(報告及び検査)

第二十二條 建設大臣は、宅地建物取引業を営むすべての者に対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で宅地建物取引業を営む者に対して、宅地建物取引業の

適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その業務について必要な報告を求め、又はその職員に事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件を検査させることが出来る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十二條の二の次に次の章名を附する。

第四章 雜則

第二十二條の三を次のように改める。

(宅地建物取引業協会及び宅地建物取引業協会連合会)

第二十二條の三 宅地建物取引業者は、都道府県の区域ごとに、宅地建物取引業協会と稱する民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定による法人を設立することができる。

2 宅地建物取引業協会は、全国を単位として、宅地建物取引業協会を会員とする宅地建物取引業協会連合会と稱する民法第三十四條の規定による法人を設立することができる。

3 宅地建物取引業協会及び宅地建物取引業協会連合会は、宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに宅地建物取引業の健全な発達を図るため、会員の指導及び連絡に關する事務を行なうことを目的とする。

4 建設大臣は、宅地建物取引業協会連合会に対して、都道府県知事は、宅地建物取引業協会に対して、宅地建物取引業の適正な運営を確保し、又は宅地建物取引業の健全な発達を図るため、必要な事項に關して報告を求め、又は必要な指導、助言及び勧告をすることが出来る。

第二十二條の三の次に次の三條を加える。

(名称の使用制限)

第二十二條の四 前條に規定する宅地建物取引業協会及び宅地建物取引業協会連合会でない者は、宅地建物取引業協会又は宅地建物取引業協会連合会という名称を用いてはならない。

(権限の委任)

第二十二條の五 建設大臣は、政令の定めるところにより、第二十二條の二及び第二十一條に規定するその権限を都道府県知事に委任することが出来る。

(信託会社等に関する特例)

第二十二條の六 第三條から第六條まで及び第十二條並びに第二十條中免許の取消しに係る部分の規定は、信託会社及び信託業務を兼営する銀行には、適用しない。

2 宅地建物取引業を営む信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、前項に掲げる規定を除き、建設大臣の免許を受けた宅地建物取引業者とみなしてこの法律の規定を適用する。

3 信託会社及び信託業務を兼営す

る銀行は、宅地建物取引業を営もうとするときは、建設省令の定めるところにより、その旨を建設大臣に届け出なければならない。  
第二十三條中「この法律(第二十二條の二の規定を除く。)」を「この法律の規定に改める。」  
第二十四條各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同條第一号中「第五條第一項の規定による登録」を「第三條第一項の免許」に改める。  
第二十六條中「第八條第三項、」を削り、「第十二條第二項」の下に「第十二條の二第五項(第十二條の三第二項において準用する場合を含む。)」を加える。  
第二十七條第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「第八條第一項の規定による変更の届出」を「第八條又は第二十二條の六第三項の規定による届出」に改め、同項第二号中「第九條」を「第十條第一項」に改め、「第十五條」の下に、「第十七條第四項」を加え、同項第五号中「第二十一條」を「第二十二條」に改め、同項第六号とし、同項第四号中「第二十一條」を「第二十二條」に改め、同項第五号とし、同項第三号の次に次の一號を加える。

四 第十八條の三の規定による帳簿を備え付けず、又はこれに同條に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

第二十八條中「罰する外」を「罰するほか」に、「但し」を「ただし」に、「「尽された」を「尽くされた」に改める。

本則中第二十八條の次に次の一條

第二十八條の二

建設大臣は、宅地建物取引業を営む者に対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で宅地建物取引業を営む者に対して、宅地建物取引業の

適正な運営を確保し、又は宅地建物取引業の健全な発達を図るため、会員の指導及び連絡に關する事務を行なうことを目的とする。

4 建設大臣は、宅地建物取引業協会連合会に対して、都道府県知事は、宅地建物取引業協会に対して、宅地建物取引業の適正な運営を確保し、又は宅地建物取引業の健全な発達を図るため、必要な事項に關して報告を求め、又は必要な指導、助言及び勧告をすることが出来る。

第二十二條の三の次に次の三條を加える。

(名称の使用制限)

第二十二條の四 前條に規定する宅地建物取引業協会及び宅地建物取引業協会連合会でない者は、宅地建物取引業協会又は宅地建物取引業協会連合会という名称を用いてはならない。

(権限の委任)

第二十二條の五 建設大臣は、政令の定めるところにより、第二十二條の二及び第二十一條に規定するその権限を都道府県知事に委任することが出来る。

(信託会社等に関する特例)

第二十二條の六 第三條から第六條まで及び第十二條並びに第二十條中免許の取消しに係る部分の規定は、信託会社及び信託業務を兼営する銀行には、適用しない。

2 宅地建物取引業を営む信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、前項に掲げる規定を除き、建設大臣の免許を受けた宅地建物取引業者とみなしてこの法律の規定を適用する。

3 信託会社及び信託業務を兼営す

る銀行は、宅地建物取引業を営もうとするときは、建設省令の定めるところにより、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

第二十三條中「この法律(第二十二條の二の規定を除く。)」を「この法律の規定に改める。」

第二十四條各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同條第一号中「第五條第一項の規定による登録」を「第三條第一項の免許」に改める。

第二十六條中「第八條第三項、」を削り、「第十二條第二項」の下に「第十二條の二第五項(第十二條の三第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第二十七條第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「第八條第一項の規定による変更の届出」を「第八條又は第二十二條の六第三項の規定による届出」に改め、同項第二号中「第九條」を「第十條第一項」に改め、「第十五條」の下に、「第十七條第四項」を加え、同項第五号中「第二十一條」を「第二十二條」に改め、同項第六号とし、同項第四号中「第二十一條」を「第二十二條」に改め、同項第五号とし、同項第三号の次に次の一號を加える。

四 第十八條の三の規定による帳簿を備え付けず、又はこれに同條に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

第二十八條中「罰する外」を「罰するほか」に、「但し」を「ただし」に、「「尽された」を「尽くされた」に改める。

本則中第二十八條の次に次の一條

第二十八條の二

建設大臣は、宅地建物取引業を営む者に対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で宅地建物取引業を営む者に対して、宅地建物取引業の

適正な運営を確保し、又は宅地建物取引業の健全な発達を図るため、会員の指導及び連絡に關する事務を行なうことを目的とする。

4 建設大臣は、宅地建物取引業協会連合会に対して、都道府県知事は、宅地建物取引業協会に対して、宅地建物取引業の適正な運営を確保し、又は宅地建物取引業の健全な発達を図るため、必要な事項に關して報告を求め、又は必要な指導、助言及び勧告をすることが出来る。

第二十二條の三の次に次の三條を加える。

(名称の使用制限)

第二十二條の四 前條に規定する宅地建物取引業協会及び宅地建物取引業協会連合会でない者は、宅地建物取引業協会又は宅地建物取引業協会連合会という名称を用いてはならない。

(権限の委任)

第二十二條の五 建設大臣は、政令の定めるところにより、第二十二條の二及び第二十一條に規定するその権限を都道府県知事に委任することが出来る。

(信託会社等に関する特例)

第二十二條の六 第三條から第六條まで及び第十二條並びに第二十條中免許の取消しに係る部分の規定は、信託会社及び信託業務を兼営する銀行には、適用しない。

を加える。  
第二十九條 第二十二條の四の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第二十二條の三の改正規定、同條の次に三條を加える改正規定中第二十二條の四に係る部分、本則中第二十八條の次に一條を加える改正規定及び附則第十八項の規定は、昭和四十二年四月一日から、附則第二十項中建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)第十條第一項の表の改正規定は、公布の日から施行する。  
(経過規定)

2 この法律(前項ただし書に係る部分を除く。以下同じ)の施行の際現に改正後の宅地建物取引業法(以下「新法」という)第二條第一号及び第二号の規定により新たに宅地建物取引業となる事業を営んでいる者(改正前の宅地建物取引業法(以下「旧法」という)第八條第一項に規定する宅地建物取引業者(以下「宅地建物取引業者」という)である者を除く)は、この法律の施行の日から一年間は、新法第三條第一項の免許を受けなくても、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該免許の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し免許をすることがある日まで、また同様とする。

3 この法律の施行の際現に宅地建物取引業者である者(宅地建物取引業を営む信託会社及び信託業務を兼営する銀行を除く)は、旧法第五條第一項の規定による登録の有効期間が満了する日までは、新法第三條第一項の免許を受けなくても、引き続き宅地建物取引業を営むことができる。その者がその期間内に当該免許の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し免許をすることがある日まで、また同様とする。

4 前項の規定の適用については、旧法第五條第一項の規定による登録の有効期間がこの法律の施行の日から一年以内に満了することとなる者については、当該登録の有効期間は、この法律の施行の日から一年を経過した時に満了するものとみなす。

5 附則第三項の規定により引き続き宅地建物取引業を営むことができる者については、この附則に別段の定めがあるものを除くほか、なお従前の例による。

6 新法第十七條、第十八條の二から第十九條まで、第二十條(第十九條第七條、第十八條の二から第十九條まで及び第二十條の二に係る部分に限る)及び第二十條の二から第二十二條までの規定(これらの規定に係る罰則を含む)は、附則第三項の規定により引き続き宅地建物取引業を営むことができる者について、適用する。この場合において、新法第二十條第二項、第二十二條の二及び第二十一條中「免許」とあるのは、「登録」とする。

7 新法第十八條の二から第十九條(この法律による改正に係る部分に限る)までの規定は、附則第三項の規定により引き続き宅地建物取引業を営むことができる者については、前項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から二月間は、適用しない。

8 この法律の施行の際現に宅地建物取引業を営んでいる信託会社及び信託業務を兼営する銀行は、この法律の日から二週間以内、建設省令の定めるところにより、その旨を建設大臣に届け出なければならぬ。

9 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二万円以下の罰金に処する。

10 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対しても同項の刑を科する。ただし、法人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、その法人については、この限りでない。

11 旧法の規定による宅地建物取引業法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百三十一号)附則第二項の規定により旧法第十一條の二第一項に規定する宅地建物取引員とみなされた者を含む)は、新法の規定による宅地建物取

引主任者資格試験に合格した者とみなす。

12 旧法(附則第五項の規定により従前の例によることとされる場合を含む。以下附則第十六項において同じ)の規定に基づき供託された営業保証金は、新法の規定に基づき供託された営業保証金とみなす。

13 この法律の施行の際現に宅地建物取引業者である者でこの法律の施行の日以後において新法第三條第一項の免許を受けて引き続き宅地建物取引業を営むもの又はこの法律の施行の際現に宅地建物取引業を営んでいる信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、新法第十二條の二の規定を適用することとしたならばその営業保証金の額が新法第十二條の二第二項に規定する額に不足することとなる場合においては、その者に係る営業保証金の額は、この法律の施行の日から二年間は、なお従前の例による。

14 前項に規定する者は、同項の期間の経過の際その営業保証金の額が新法第十二條の二の規定の適用により新法第十二條の二第二項に規定する額に不足することとなる場合においては、前項の期間が経過した日から一月以内に、その不足額を供託し、当該供託した旨を、その供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、新法第三條第一項の免許を受けた建設大臣又は都道府県知事(宅地建物取引業を営む信託会社及び信託業務を兼営する銀行にあっては、建設大臣)に届け出なければならない。

15 前項の規定に違反した者は、新法第十二條の五第一項の規定に違反したものとみなし、新法第二十二條第二項から第六項までの規定を適用する。

16 旧法第二十條第一項第一号又は第二項第三号から第五号までの規定によりなされた登録の取消しは、新法第二十條第二項第二号から第五号までの規定によりなされた免許の取消しとみなす。

17 昭和四十二年三月三十一日までは、宅地建物取引業法第二十二條の三第一項及び第三項中「宅地建物取引員」とあるのは、「試験に合格した者」と読み替えるものとする。

18 第二十二條の三の改正規定の施行の際現に存する旧法第二十二條の三の規定により設立された宅地建物取引員会は、第二十二條の三の改正規定の施行の日から三月以内に、定款を変更して、新法第二十二條の三の規定による宅地建物取引業協会となることができる。

19 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる宅地建物取引業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(建設省設置法の一部改正)  
20 建設省設置法の一部を次のように改正する。  
第三條第十八號の二中「宅地建物取引業法」を「宅地建物取引業者の監督その他宅地建物取引業法」に改め

る。

第十条第一項の表宅地審議会の項中「及び不動産の鑑定評価を」、不動産の鑑定評価及び宅地建物取引業」に改める。

六月十九日日本委員会に左の案件を付託された。

一、東北自動車道の早期着工に関する請願(第二八七〇号)

一、河川法案反対に関する請願(第二八八九号)(第二八九〇号)(第二八九一号)(第二九〇八号)(第二九〇九号)(第二九一〇号)

第二八七〇号 昭和三十九年六月五日受理

東北自動車道の早期着工に関する請願

請願者 福島市杉妻町二番三号 福島県村会内

佐藤了寿

紹介議員 石原幹市郎君

東北における産業開発の動脈である東北自動車道をすみやかに着工するよう福島県町村会定期総会の決議により請願する。

理由

東北地方は食糧並びに天然資源の宝庫であり、これらを重要な経済基盤として発展途上にある今日、東北自動車道の早期完成はわが国経済の伸長に多大の貢献をするものと確信する。

第二八八九号 昭和三十九年六月八日受理

河川法案反対に関する請願

請願者 三重県津市広明町二九九七 榎本順平外三千九百三十二名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一八五六号と同じである。

第二八九〇号 昭和三十九年六月八日受理

河川法案反対に関する請願

請願者 新潟市船場町一ノ二、五〇一 水庫信雄外四千七百八十名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一八五六号と同じである。

第二八九一号 昭和三十九年六月八日受理

河川法案反対に関する請願

請願者 長野県西筑摩郡檜川村 奈良良井 寺沢清人外二千九十六名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一八五六号と同じである。

第二九〇八号 昭和三十九年六月九日受理

河川法案反対に関する請願

請願者 山口県下関市幡生町四六 松本洋助外七千七百六十五名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一八五六号と同じである。

第二九〇九号 昭和三十九年六月九日受理

河川法案反対に関する請願

請願者 滋賀県大津市馬場南町一〇八 大橋寿一外三千八百七十二名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一八五六号と同じである。

第二九一〇号 昭和三十九年六月九日受理

河川法案反対に関する請願

請願者 宮崎県東諸県郡綾町北保 平田晃外六千二百五十四名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一八五六号と同じである。